

株式等の振替に関する業務規程施行規則等の一部改正について

平成 22 年 7 月 30 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年 4 月より所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）が施行され、非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が受領する利子の非課税制度（以下「非居住者非課税制度」という。）の対象として、従来の振替国債及び振替地方債のほかに、振替社債及びこれに類するもの（以下「振替社債等」という。）が加えられたことにより、振替新株予約権付社債についても非居住者非課税制度の対象に含まれることとなった。同法により改正された租税特別措置法においては、非居住者等が開設を受けている非課税区分口座（非課税区分（非居住者等がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替社債等以外の振替社債等の記録を行わないこととされている区分をいう。）と課税区分（非課税区分以外の区分をいう。）に分けられている口座をいう。）において振替社債等の利子の支払を受ける場合において、一定の事項を記載した書面を源泉徴収義務者に提出したときは、税務書類である所有期間明細書の提出の省略等が認められることとされている（租税特別措置法第 5 条の 3）。

これを受け、機構では、業務処理要領に非課税区分口座の取扱いを定めているが、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）に定めることにより、その取扱いを明確化することとする。

また、その他所要の規定整備を行う。

2. 改正概要

（1）口座の開設

口座管理機関は、その加入者又は下位機関の加入者が新株予約権付社債の非居住者非課税制度の適用を受ける場合には、直近上位機関より非課税区分及び課税区分に分けられた口座の開設を受けることとする。

（規則別表 2、規則第 15 条の 2）

（2）非課税口座への振替の制限

加入者は、振替の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄の払込日、払込日の翌日、利払日（利払日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において実際に利払いをする日として定めた日）及び利払日の翌日を除いて、非課税口座（租税特別措置法第 5 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 5 条の 2 第 10 項に規定する非課税区分口座の非課税区分をいう。）以外の区分口座から非課税口座への振替新株予約権付社債の振替の申請をすることができないこととする。

(規則第 263 条)

(3) その他

株式等振替制度に係る手数料に関する規則について所要の規定整備を行う。(別表)

3. 施行日

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

以 上